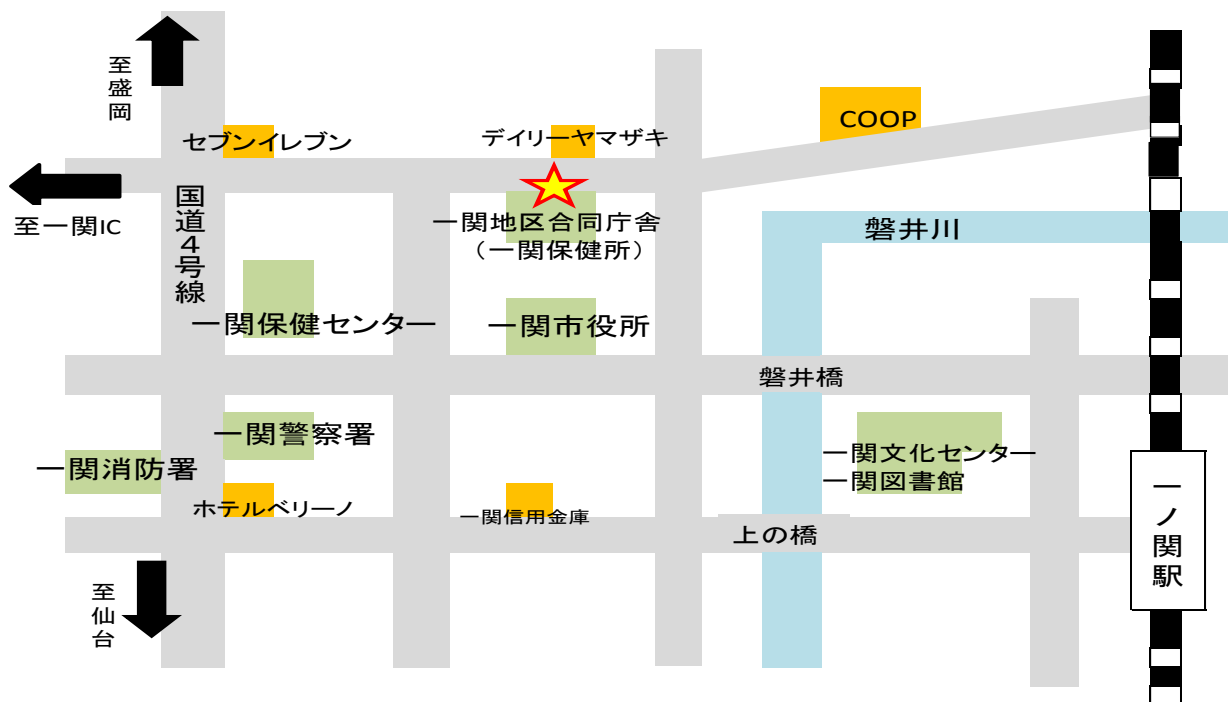


施術所の手引き

〒021-8503 一関市竹山町 7-5
岩手県一関保健所 管理福祉課
TEL0191-26-1415 Fax0191-26-3565



あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「あはき法」という。）及び柔道整復師法の開業及び開業後の手続き等について説明したものです。

1 施術所について

(1) 構造基準（あはき法施行規則第 25 条、柔道整復師法施行規則第 18 条）

開設にあたっては、下記事項に適合するようにしてください。

区分	内容
施術室	<ul style="list-style-type: none">・ 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。・ 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
待合室	<ul style="list-style-type: none">・ 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ ベッドを2台以上設置する場合は、カーテン等で仕切るなどの患者のプライバシー保護に配慮すること。・ 同一施術所内であはき法又は柔道整復師法に基づかない医業類似行為（整体、カイロプラクティック等）を行うため、施設の区画、使用する器具等、広告を共有することはできません。

(2) 衛生基準（あはき法施行規則第 26 条、柔道整復師法施行規則第 19 条）

施術室の清潔や使用するタオル、消毒薬等の物品の管理に十分気をつけてください。

- ・ 常に清潔に保つこと。
- ・ 採光、照明及び換気を充分にすること。

(3) 名称に関することについて

医療法、医師法、医薬品医療機器法その他の法律に抵触するような名称は使用できません。

2 施術所の届出について

(1) 開設届（あはき法第9条の2第1項前段、柔道整復師法第19条第1項前段）

施術所の開設は、開設後 10 日以内に保健所に届出することとされており、開設前に届出することは出来ません。保健所への届出は1部で構いませんが、施術所開設時の書類として控えが必要な場合には、2部提出し1部を保健所の受付印を押して返却します。

〔提出書類〕

- ① 施術所開設届
- ② 構造設備の概要がわかる平面図
- ③ 従事者の免許証（登録証）の写しを添付

※1 様式上、連絡先の記載はありませんが、連絡先電話番号を記載してください。

※2 開設後、保健所による立入検査は1年以内に検査することとなりますが、検査日程等は別途通知します。

(2) 変更届（あはき法第9条の2の後段、柔道整復師法第19条第1項後段）

届出した内容に変更があった場合には、変更後 10 日以内に届け出てください。

- ① 構造設備が変更となった場合
待合室、施術室、各施設の用途等が変更となった場合には、平面図を添付したうえ、ベッド、外気（換気装置）、消毒薬等の配置を記載してください。
- ② 従事者の変更
従事者が退職、新たに従事した場合には、新たに従事する従事者の免許証（登録証）の写しを添付してください。
- ③ 開設者の変更等
開設者が変更となった場合には、変更届ではなく、施術所開設届、施術所廃止届での処理となります。
- ④ 住所変更

(3) 休止、廃止、再開届（あはき法第9条の2第2項、柔道整復師法第19条第2項）
休止、廃止、再開した場合には、10日以内に届け出てください。

(4) 業務開始届（あはき法第9条の3前段）
出張のみによってその業務に従事する場合に届け出てください。施術所を開設していて出張する場合には提出の必要はありません。個人名での届出となります。
※従事者の免許証（登録証）の写しを添付してください。

(5) 業務休止、廃止、再開届（あはき法第9条の3後段）
出張のみを行っており休止、廃止、再開する場合に届け出てください。

(6) 業務従事届（あはき法第9条の4）
一関保健所管外に住所地を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、一関保健所管内に滞在して業務を行う場合に届け出てください。
※従事者の免許証（登録証）の写しを添付。連絡先電話番号を記載してください。

3 広告制限等について

あはき法及び柔道整復師法に定められた事項以外は、原則として広告はできません。
また、効能、効用、効果、治す等の表現や病院、診療所と誤認されるような診察日、診療日、休診日などを広告することはできません。（営業日や休業日は使用可能）
広告に該当する媒体の具体例として、医療施設における「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する指針（医療広告ガイドライン）」では、下記のとおりとなっており、本県ではあはき及び柔道整復師の施術所においても、当該ガイドラインに準じて取扱いをしております。

- ① チラシ、パンフレット
- ② ポスター、看板、ネオンサイン
- ③ 新聞、雑誌、放送、映写その他出版物
- ④ 情報処理の用に供する器機によるもの（Eメール、インターネット上の広告）
- ⑤ 不特定多数の者への説明会、相談会、キャッチセールス等において使用するスライド、ビデオ又は口頭による演述によるもの

(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（第7条）

- ① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ② 第一条に規定する業務の種類
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項（ただし、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項を広告することはできません）
- ④ 施術日又は施術時間
- ⑤ あん摩、マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づく、あん摩、業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項
 - ア もみりようじ
 - イ やいと、えつ
 - ウ 小児鍼(はり)
 - エ あん摩、マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
 - オ 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - カ 予約に基づく施術の実施
 - キ 休日又は夜間における施術の実施
 - ク 出張による施術の実施
 - ケ 駐車設備に関する事項

(2) 柔道整復師法（第24条）

- ① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日又は施術時間
- ④ 柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項
 - ア ほねつぎ(又は接骨)
 - イ 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
 - ウ 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼きゆう又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - エ 予約に基づく施術の実施
 - オ 休日又は夜間における施術の実施
 - カ 出張による施術の実施
 - キ 駐車設備に関する事項

4 その他

はり師が行う施術所は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては病院や診療所等としての取扱いとはなっておりません。そのため、感染性廃棄物に該当しませんが、感染性廃棄物に準じて処理することが必要です。

はりの保管、処分、処分後の報告については十分留意してください。